

改元日以降の文書の取扱いについて

(お願い)

令和元年5月1日以降に作成する文書の中で、一部の文書(診断書、説明文書など)について、元号が「平成」の表記となっています。

経済産業省からの通達によりますと、改元日以降に「平成」と表記された文書についても、有効とされています。

当院のシステムの改修が終わり次第、「平成」から「令和」へ変更しますので、それまでの間、患者の皆様にはご理解いただきますようお願い申し上げます。

川崎医科大学総合医療センター

病院長